

有効期間5年（令和9年12月31日まで）

令和4年6月6日

各部長・参事官  
各所属長 様

警察本部長  
（危機管理課）

災害に係る危機管理体制の点検及び構築の持続的推進について（通達）

東日本大震災（以下「震災」という。）の発生以降、当県内外で発生した災害から得られた数々の教訓を踏まえて災害対策の見直しに取り組んできたが、引き続き、激甚化・頻発化している豪雨災害や、発生が切迫しているとされる南海トラフ地震等の多様な災害に備えていく必要がある。

このため、いかなる大規模災害にも的確に対処できるよう、引き続き、災害対策について従前の取組内容を不断に見直すなどしつつ、平素の業務において災害に係る危機管理体制の点検及び構築を持続的に推進することとされたい。

なお、災害に係る危機管理体制の点検及び構築の持続的推進について（令和3年4月30日付け警察本部長通達）は、本通達の発出をもって廃止する。

〔 本件担当 災害対策係  
警 電 XXXXXXXXXX 〕